

## 行政処分に関するお詫びとお知らせ

平成29年8月10日  
株式会社共同観光バス  
代表取締役 田中 誠

弊社は関東運輸局より平成29年8月8日付で行政処分を受けましたので公表いたします。今回の事案を厳粛に受け止め、運行の安全確保・事業の適正な運営を図り、信頼回復に向けて全社を挙げて取り組んでまいります。

### 記

- 1、対象営業所                      本社営業所
  
- 2、処分の内容                      輸送施設の使用停止100日車
  
- 3、指摘事項
  - ①点呼の実施結果の記録が不適切であったこと。
  - ②運転者に対する国土交通大臣が告示で定める輸送の安全確保についての指導監督が不適切であったこと。
  - ③運転者に対する国土交通大臣が告示で定める特別な指導（高齢）が不適切であったこと。
  - ④運転者に対し、国土交通大臣が告示で定める適性診断を受けさせていなかったこと。
  - ⑤運行管理者に対する適切な指導監督を怠っていたこと。
  - ⑥自動車事故報告書の届け出を怠っていたこと。
  
- 4、当該処分に対する改善と再発防止
  - ①点呼簿に必要な必須項目を再確認し、東京陸運支局に提出し了承を得たものを新点呼簿として採用。
  - ②乗務員教育に対する理解度テストを行い、一方的な教育にならないようにした。  
定期運行管理者会議を開催し会社全体で把握できる体制とした。
  - ③新しい適齢診断表を基に速やかに教育を実施した。  
教育記録とともに乗務員台帳に記帳した。入社日の違いもあるので個別管理を徹底した。
  - ④平成29年1月25日に適性診断を受診させた。  
初任診断は法的に義務付けと改正しており、適齢診断も有効期限を乗務員台帳に見出しを貼り注意喚起できるようにした。
  - ⑤平成29年1月12日に運行管理者2名体制とすることを運輸支局に届け出しており、点呼回数不足を補っている。
  - ⑥平成29年1月30日付で東京運輸支局に提出した。  
報告義務に該当するか自社内で結論を出さず、関係各所に確認する。

以上